

新旧対照表

【特例法基本通達（昭和47年3月1日蔵閣第103号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>第4章 コンテナー特例法関係</p> <p>(コンテナーの輸入申告)</p> <p>3—2 コンテナ一条約第2条の規定の適用を受けてコンテナーを輸入する場合の輸入申告については、次による。</p> <p>(1) 外国から本邦に到着したコンテナーで陸揚げされたものについては、実入りコンテナー（貨物が詰められているコンテナーをいう。以下同じ。）であつて、その内蔵貨物につき保税運送の承認を受けて本邦において運送されるもの又は陸揚げされた保税地域に当分の間引き続き蔵置されるもの等を含め、原則としてその陸揚げ後直ちに輸入者ごとに一括して輸入申告を行わせる。</p> <p>ただし、陸揚げされるコンテナーが大量である場合等で、全量を陸揚げ後一括して輸入申告をすることが困難な事情があると認められる場合には、適宜、分割して輸入申告をさせて差し支えない。</p> <p>(2) (省略)</p> <p>(3) 在来船等からコンテナーをはしけ（これに類する船舶を含む。）取りし、異なる場所に陸揚げする場合又は当該在来船等からコンテナーを直接岸壁に陸揚げする場合で、陸揚げ後輸入手続を行うことが著しく不適当である等のため、税関長が必要と認めるときは、当該コンテナーにつき、便宜、<u>関税令第59条の4第1項第1号</u>に規定する本船扱いを認めて差し支えない。この場合、<u>同令第59条の4第2項</u>に規定する本船扱いの承認手続は、「積卸コンテナー一覧表（コンテナーリスト）」（以下「コンテナーリスト」という。）（A-1000）の標題の下に「本船扱い承認申請書兼用」と併記することにより、コンテナーリストと兼用できるものとし、提出されたコンテナーリストを税関が受理したことにより、本船扱いの承認があつたものとして取り扱うこととする。</p> <p>(4) 令第2条に規定する「コンテナーを輸入しようとする者」は、例えば、船会社が実質的に管理し、運用するコンテナーについては当該船会社となるので、その保税地域からの引取りの際の取扱いが運送業者が異なる場合であつても、コンテナーの陸揚げの際に当該船会社の名により一括して輸入申告するよう指導する。この場合において、コンテナーヤード（これに類する機能を有する保税地域を含む。以下「コンテナーヤード」という。）において船会社に代わってコンテナーの操作を行う者（例えば、コンテナーヤードオペレーター等）が当該船会社の代理申告をすることは、当該オペレーター等が通関業の許可を受けている者である場合には、認めて差し支えない。</p>	<p>第4章 コンテナー特例法関係</p> <p>(コンテナーの輸入申告)</p> <p>3—2 コンテナ一条約第2条 <u>《免税一時輸入》</u>の規定の適用を受けてコンテナーを輸入する場合の輸入申告については、次による。</p> <p>(1) 外国から本邦に到着したコンテナーで陸揚げされたものについては、実入りコンテナー（貨物が詰められているコンテナーをいう。以下同じ。）であつて、その内蔵貨物につき保税運送の承認を受けて本邦において運送されるもの又は陸揚げされた保税地域に当分の間引き続き蔵置されるもの等を含め、原則としてその陸揚げ後直ちに輸入者ごとに一括して輸入申告を行わせる。</p> <p>ただし、陸揚げされるコンテナーが大量である場合等で、全量を陸揚げ後一括して輸入申告をすることが困難な事情があると認められる場合には、適宜、分割して輸入申告をさせて差し支えない。</p> <p>(2) (同左)</p> <p>(3) 在来船等からコンテナーをはしけ（これに類する船舶を含む。）取りし、異なる場所に陸揚げする場合又は当該在来船等からコンテナーを直接岸壁に陸揚げする場合で、陸揚げ後輸入手続を行うことが著しく不適当である等のため、税関長が必要と認めるときは、当該コンテナーにつき、便宜、<u>関税令第59条の3第1項第1号</u>に規定する本船扱いを認めて差し支えない。この場合、<u>同令第59条の3第2項</u>に規定する本船扱いの承認手続は、「積卸コンテナー一覧表（コンテナーリスト）」（以下「コンテナーリスト」という。）（A-1000）の標題の下に「本船扱い承認申請書兼用」と併記することにより、コンテナーリストと兼用できるものとし、提出されたコンテナーリストを税関が受理したことにより、本船扱いの承認があつたものとして取り扱うこととする。</p> <p>(4) 令第2条に規定する「コンテナーを輸入しようとする者」は、例えば、船会社が実質的に管理し、運用するコンテナーについては当該船会社となるので、その保税地域からの引取りの際の取扱いが運送業者が異なる場合であつても、コンテナーの陸揚げの際に当該船会社の名により一括して輸入申告するよう指導する。この場合において、コンテナーヤード（これに類する機能を有する保税地域を含む。以下「コンテナーヤード」という。）において船会社に代わってコンテナーの操作を行う者（例えば、コンテナーヤードオペレーター等）が当該船会社の代理申告をすることは、当該オペレーター等が通関業の許可を受けている者である場合には、認めて差し支えない。</p>

新旧対照表

【特例法基本通達（昭和47年3月1日蔵閣第103号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
(5)～(8) (省略)	(5)～(8) (同左)